

気象警報に伴うプログラムの取り扱いについて

台風や集中豪雨など気象による警報発令時の対応について、安全を確保するために下記の対応を取りますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

(1)「警報」の種類

【暴風警報】【大雨警報】【洪水警報】【大雪警報】のうち一つでも発令された場合。

(2)「発令」対象の地域

【阪神地区】に含まれる市町域のうち一つでも発令された場合。

※阪神地区に含まれる市町域は、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、

伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町の市域および町域

※居住地域に警報が発令されている場合や、各家庭で「危険」と判断されたら
参加を見合させてください。

(3)プログラムに対する措置

- i . 午前 7 時までに解除 → 午前のプログラム実施
- ii . 午前 11 時までに解除 → 午後 1 時以降のプログラム実施
- iii . 午前 11 時を過ぎても解除されない → 終日休講
- iv . プログラム開始までに発令される → 休講

※プログラム中止の場合、スポーツクラブ武庫女の HP にてお知らせいたします。

※中止となったプログラムの振替については、各プログラム担当講師と相談した上で、実施の有無をお知らせいたします。

(2026 年 3 月改正)